九	補正予算債償還費	昭和六十年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業に充てるため発行を許可された地方債の元利償還金に係る財源の確保	千円につき	八〇〇	
十	地方税減収補填債償還費	地方税の減収補填のため平成二十年度から平成二十七年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	二四	
十一	臨時財政特例債償還費	臨時財政対策のため平成十七年度から平成二十年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	三一	
十二	財源対策債償還費	平成七年度から平成二十七年度までの各年度における財源対策のため当該各年度において発行につき同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	二二	
十三	減税補填債償還費	個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十年度から平成十八年度までの各年度における減収を補填するため当該各年度において発行を許可された地方債の額	千円につき	六四	

		おいて特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	五三	
十四	臨時税収補填債償還費	臨時税収補填のため平成九年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	六四	
十五	臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十七年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	一〇三	
十六	東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	平成二十三年度から平成二十七年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に充てるため発行につき同意又は許可を得た地方債の額			

別表第二道府県の項中「一一、二二〇」を「一〇、三九〇」に、「一、二六九、〇〇〇」を「一、二三四、〇〇〇」に改め、同表市町村の項中「二〇、一八〇」を「一九、〇八〇」に、「二、四六七、〇〇〇」を「二、四三七、〇〇〇」に改める。

（地方交付税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二条　地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第三項を削る。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第三条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に、「三十二兆八千百七十二億九千五百四十万八千円」を「三十二兆四千百七十二億九千五百四十万八千円」に、「、平成二十八年度」を「、平成二十九年度」に改め、同項の表中

平成二十八年度	四千億円

を削る。

附則第五条中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改める。

附則第九条中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に、「附則第四条第一項第二号」を「附則第四条第二号」に、「二千七百億円」を「二千百億円」に、「同項第七号」を「同条第七号」に、「、平成二十八年度」を「、平成二十九年度」に、「とする」を「とし、平成四十三年度にあっては同条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額とする」に改め、同条第一号の表を次のように改める。